

## 安全データシート (SDS)

## &lt; 1. 製品及び会社情報 &gt;

製品名           サーフェスマット 30P  
コード           9471-0000  
会社名           水谷ペイント株式会社  
住 所           大阪市淀川区西三国4丁目3番90号  
担当部門       品質管理課  
電話番号       06-6394-2653       FAX 番号 06-6391-3429  
緊急連絡先   水谷ペイント株式会社 生産部  
電話番号       06-6391-3151  
製品の種類   ガラス長繊維製品  
用 途           建築用、その他  
作 成           平成 25年 2月 13日  
改 訂           平成 28年 7月 7日

## &lt; 2. 危険有害性の要約 &gt;

## 【GHS分類】

引火性液体           : 区分外  
急性毒性 経口       : 分類できない  
                  経皮       : 分類できない  
                  吸入(ガス) : 分類できない  
                  吸入(蒸気) : 分類できない  
                  吸入(粉塵、ミスト) : 分類できない  
皮膚刺激/腐食性     : 分類できない  
眼損傷性/眼刺激性   : 分類できない  
呼吸器感作性       : 分類できない  
皮膚感作性         : 分類できない  
生殖細胞変異原性   : 分類できない  
発がん性           : 分類できない  
生殖毒性           : 分類できない  
特定標的臓器/全身毒性(単回ばく露) : 区分外  
特定標的臓器/全身毒性(反復ばく露) : 区分外  
吸引性呼吸器有害性 : 分類できない  
水生環境有害性(急性) : 分類できない  
水生環境有害性(慢性) : 分類できない  
オゾン層への有害性 : 分類できない

## 【GHSラベル要素】

なし

## 【危険有害性情報】

なし

## 【注意書き】

<予防策>

- ・容器を密閉しておくこと。
- ・取扱時には飲食や喫煙をしないこと。
- ・保護手袋/保護眼鏡/保護マスクを着用すること。
- ・屋外または換気のよい場所のみで使用すること。
- ・取扱後は手をよく洗うこと。
- ・環境への放出を避けること。

<応急措置>

- ・目に入った場合           : 水で数分間注意深く洗う。コンタクトを使用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。
- ・飲み込んだ場合           : 直ちに医師に連絡すること。吐かせないこと。口をすすぐこと。
- ・皮膚等に付着した場合   : 直ちに汚染した衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を大量の水や石鹼で洗うこと。皮膚刺激が生じた場合、医師の手当てをうけること。
- ・吸入した場合            : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休憩させること。
- ・暴露又は暴露の懸念が有る場合   : 医師の診断/手当てを受けること。
- ・漏出した場合            : 漏出物を回収すること。

<保管>

- ・涼しく換気のよい場所で施錠して、保管すること。

## 〈廃棄〉

- ・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた廃棄物処理業者に業務委託する。

## 〈3. 組成、成分情報〉

単一製品・混合物の区別：集束剤及び結合剤を含む単一製品（アルミナ硼珪酸ガラス）

危険有害成分：有害成分は規定量含有していない。

## 〈4. 応急措置〉

目に入った場合：

- ・直ちに大量の清浄な水で15分以上洗う。まぶたの裏まで完全に洗う。
- ・出来るだけ早く医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合：

- ・絶対にこすらない。もし皮膚に刺さった場合には、毛抜きで刺さったガラス繊維を折らないように注意して抜く。
- ・最初、流水で洗い、次いで温水と石鹸で洗う。
- ・外観に変化が見られたり、痛みがある場合は医師の診断を受ける。

吸入した場合：

- ・清浄な水で10回うがいをし、鼻をかむ。もし鼻や喉にかゆみや痛みなどの異常が残るようであれば、医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合：

- ・吐き出させ水で良く口を洗う。もし吐きださないなど異常があれば医師の診断を受ける。

## 〈5. 火災時の措置〉

消火剤：水・粉末・炭酸ガス・泡

- 特定の消火方法：
- ・適切な保護具（耐熱性着衣など）を着用する。
  - ・可燃性のものを周囲から素早く取り除く。
  - ・高温にさらされる密閉容器は水を掛けて冷却する。
  - ・消火活動は風上から行う。

## 〈6. 漏出時の措置〉

- ・作業の際は適切な保護具（手袋、防塵マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用する。
- ・漏出物は密閉出来る容器に回収し、安全な場所に移す。
- ・付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置をする。
- ・付近の着火源・高温体及び付近の可燃物を素早く取り除く。
- ・着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。
- ・衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。
- ・河川等へ排出され環境への影響を起こさないように注意する。

## 〈7. 取扱い及び保管上の注意〉

取扱い：

- ・吸い込んだり、皮膚、粘膜、又は衣服に触れたり、目に入らないように適切な保護具（手袋、防塵マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用する。
- ・容器はその都度密栓する。
- ・周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
- ・作業中は帯電防止型の作業服、作業靴を使用する。
- ・取扱い後は手、顔等を良く洗い、休憩所等に手袋などの汚染保護具を持ち込まない。

保管：

- ・日光の直射を避け、高温多湿とならない屋内に保管する。
- ・通風の良いところに保管する。
- ・火気、熱源から遠ざけて保管する。

## 〈8. 暴露防止及び保護措置〉

危険有害成分の暴露濃度：情報を有していない。

設備対策：

- ・静電気除去の為、アース等の静電除去装置を取り付ける。
- ・取扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれなような設備とする。
- ・作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置などにより作業者が暴露から避けられるような設備とする。

保護具：

- ・目の保護；取扱いには保護メガネを着用する。
- ・皮膚の保護；ガラス繊維を通さない材質の手袋を着用する。  
手首、足首が締まった作業服を着用する。
- ・呼吸系の保護；防塵マスク（国家検定品）を着用する。  
密閉された場合では、送気マスクを着用する。

## 〈9. 物理的及び化学的性質〉

外観：

- ・形状；白色のガラス繊維集合体
- ・臭い；無臭

物理的状態が変化する特定の温度/温度範囲：

- ・溶解性；水に不溶

<10. 安定性及び反応性>

- 可燃性：ガラス繊維自体は不燃性であるが、繊維上に加工した集束剤と表面処理剤は可燃性あり。  
安定性：室温での保存では安定性に問題はない。  
危険性：ガラス繊維は静電気を帯びやすい性質があり、アースを取るなどの静電除去装置を取り付ける対策を行う必要がある。

<11. 有害性情報>

分類の名称：分類基準に該当しない。

- 有害性：ガラス長繊維製品や作業中に飛散したガラス繊維に触れると皮膚、目、喉や鼻などに一時的にかゆみや痛みを引き起こすことがある。

<12. 環境影響情報>

- ・漏洩時、廃棄などの際は、環境に影響を与える恐れがあるので取扱いに注意する。
- ・特に製品や洗浄水が地面、川や排水溝に直接流れないように対処する。
- ・本製品の分解性、蓄積性、魚毒性については情報を有していない。

<13. 廃棄上の注意>

- ・廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。
- ・容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さない。
- ・排水処理、焼却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託をする。

<14. 輸送上の注意>

- ・共通：
  - ・取扱い及び保管上の注意の項の記載に従う。
  - ・容器は漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行う。
- ・陸上輸送：消防法、労働安全衛生法、毒物・劇物取締法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められる運送方法に従う。
- ・海上輸送：船舶安全法に定めるところに従う。
- ・航空輸送：航空法に定めるところに従う。

<15. 適用法令>

- ・化学物質管理促進法（P R T R法）  
非該当

<16. その他の情報>

主な引用文献

- ・(社)日本塗料工業会編集「GHS対応SDSラベル作成ガイドブック」
- ・(社)日本塗料工業会編集「SDS用物質データベース」
- ・溶剤ポケットブック

記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データに基づき作成していますが、情報の正確さ、安全性を保証するものではありません。

未知の有害性がありうるため、取扱いには細心の注意が必要で、ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定くださるようお願い致します。